

別表

1 富津市保育所等利用基準

事由	内 容	点数
就労	月の就労時間が 160時間以上ある場合	10
就労	月の就労時間が 120時間以上160時間未満である場合	9
就労	月の就労時間が 80時間以上120時間未満である場合	8
就労	月の就労時間が 48時間以上80時間未満である場合	7
妊娠・出産	出産予定月の前後2か月	10
疾病・障害	入院 おおむね3月以上の入院	10
疾病・障害	居宅療養(常時寝たきり) おおむね3月以上寝たきり	10
疾病・障害	居宅療養(一般療養) 医師がおおむね1月以上加療(安静)を要すると診断した者	7
疾病・障害	居宅療養(一般療養) 上記以外で保育が困難であると認められる場合	6
疾病・障害	障害 身体障害者手帳4級以上、精神手帳2級以上、療育手帳Aの2以上	10
疾病・障害	障害 身体障害者手帳4級未満、精神手帳2級未満、療育手帳Aの2未満	8
介護・看護	病人の看護等(居宅外) おおむね3月以上入院している親族の入院付添に当たっている	10
介護・看護	病人の看護等(居宅内) 寝たきり又は心身障害である親族の常時介護等に当たっている	10
介護・看護	病人の看護等(居宅内) その他の病人等の介護等	5
災害復旧	家庭の災害 震災、火災、風水害等による災害の復旧にあたる場合	10
求職活動	求職活動等 求職又は開業予定のため日中外出を常態としている者	5
就学	就学又は職業訓練 月の就学時間が 160時間以上ある場合	10
就学	就学又は職業訓練 月の就学時間が 120時間以上160時間未満である場合	9
就学	就学又は職業訓練 月の就学時間が 80時間以上120時間未満である場合	8
虐待・DV	過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	50
虐待・DV	保護者が児童を養育する能力が著しく欠如していると認められる場合	49
虐待・DV	保護者が、配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められる場合	48
育児休業	育児休業取得期間が1年以内の場合	10
育児休業	育児休業取得期間が1年を超える場合	9
育児休業	育児休業取得期間が1年を超える場合	8
その他	その他上記に類すると市長が認める場合(上記理由を準用する点数)	※

2 富津市保育所等利用調整基準

内 容		調整点数
加点調整 (優先利用)	ひとり親世帯	13
	生活保護世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯	3
	生計中心者の解雇、倒産により生計維持のため就労を要する	3
	産後休暇又は育児休業が終了し、復帰する場合	3
	既に兄弟姉妹が入所しており、同一保育所に入所を希望する場合	2
	兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込み(転園を除く)をしている場合	1
	地域型保育事業による保育を受けていた場合	3
	保護者が単身赴任の場合	1
減点調整	保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の資格を持ち、市内の認可保育所等(特定教育・保育施設及び地域型保育事業所又は当該施設の連携施設を含む。以下同じ。)で就労若しくは就労内定している場合	18
	その他上記に類すると市長が認める場合(上記理由を準用する点数)	※
	65歳未満の同居の親族その他の者が保育できる場合	-2
	65歳未満の近居の親族その他の者が保育できる場合(同居又は自動車で概ね10分の範囲)	-1
利用者負担金(保育料等) 滞納	就労内定のうち、就労開始時期が未定の場合	-1
	兄弟姉妹に保育所その他保育施設への入所申込みのない未就学児がいる場合	-1
利用者負担金(保育料等) 滞納	正当な理由がなく、納付期限経過分の保育料又は副食費を滞納している場合(卒園児に係る保育料又は副食費を滞納している場合を含む。)。ただし、り災等やむを得ない事由による場合、滞納返済が進んでいる場合等はこの限りでない。	-2

【優先順位の決定方法】

- 1 富津市保育所等利用基準により児童の保護者（父母）それぞれの点数を合算する。この場合において、父又は母が複数の要件に該当したときは、該当要件のうち高い方の点数のみをもって父又は母の点数とする。
- 2 富津市保育所等利用基準による点数及び富津市保育所等利用調整基準による調整点数を合算し、点数の高い世帯を優先する。
- 3 同一点数の世帯がある場合は、調整点数の高い世帯を優先する。
- 4 調整点数によっても同点の世帯がある場合において、就労要件に該当するときは、父及び母の就労時間（休憩時間及び通勤時間を含む。）の合計時間によって優先順位を決定する。

【富津市保育所等利用基準の虐待・DV要件に該当する場合】

虐待・DV要件に該当する場合は、父母それぞれの点数とせず、世帯の状況として判断する。